

## 製品評価技術基盤機構の知的財産ポリシー

2004年3月22日制定

2018年3月28日改訂

2022年10月1日改訂

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「NITE」という。）は、行政執行法人として、工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とし、単年度ごとの目標と計画だけでなく、「[NITE 長期ビジョン2030](#)」及び「[中期方針](#)」に定めた中長期的な視点も踏まえて、社会・経済の制度設計と企業・業界団体におけるイノベーションの促進を車の両輪とした業務に、戦略的に取り組んでいる。

NITE 業務遂行の過程において様々な知的財産が創出されることについて、NITE では 2004 年 3 月にそのポリシーを策定し、2018 年 3 月に改訂を行ってきたところ、内閣府により、2030 年に向けた知的財産戦略ビジョンが策定され、同ビジョンに向けた取り組みが知的財産推進計画として毎年度具体化され、2020 年度には同計画に、データの利活用や戦略的な標準の活用等が掲げられた。

そうした中、NITE は、中期方針において、デジタル技術等の活用により事業価値の向上を図るとし、また、NITE の総合力をより発揮するためのチーム NITE を発足し、全国にある支所・事業所を拠点として、ますます多様なステークホルダーとともに、製品や技術の社会実装の実現などの現在の社会的課題の解決につなげていくといった標準化に関連する取り組み等を開始した。

本ポリシーの改訂は、NITE の知的財産及び関連する活動に関する基本的な取組方針に加え、新たな取り組みにも資することを目的としたものである。

### 1. 知的財産ポリシーの位置づけ

本ポリシーは、NITE における技術上の価値に関する創出や評価基準の開発（標準化に関連する取り組み<sup>1</sup>を含む）等の業務に伴って得られる知的財産について、その基本となる考え方、取り組みの方針を定めるものである。NITE は、我が国の産業政策や同政策に基づく計画のみならず、我が国において先行する企業・業界団体等それぞれにおけるオープン＆クローズ戦略や標準化活動等に配慮し、NITE が保有する知的財産が活用されることによる国内産業の発展に主眼を置いて、これまで以上に戦略的に業務を行う。

なお、本ポリシーには、NITE の業務成果物として生じる発明や創作、ノウハウ等のほか、本改訂により、データ等の無形資産もその範囲に含めることとする。NITE が創出又は取得するデータ等の利活用に

---

<sup>1</sup> “標準”とは、強制法規、国際標準（OECD 等の国際機関におけるガイドラインを含む）、国内標準だけでなく、業界や学会によるコンソーシアム標準やフォーラム標準を含む。

については、「データマネジメントポリシー」において、別途定めることとする。

## **2. 知的財産の創出**

NITE は、業務の範囲において NITE 職員が生み出す技術の価値を認める組織文化を醸成し、また、公表や外部公開の前にその技術が発明や創作、ノウハウ等（以下「発明等」という。）に該当するかを見定める。見定めた発明等については、当該技術領域における中長期的な社会実装の姿（10 年までを目安）を調査、分析した上で、産業界にどのように技術移転することが国内の産業発展に資するかを第一に考え、権利化又は公知化等をするかどうかを判断する。その際、公平性や費用対効果に配慮する。

なお、NITE 外の者の寄与が認められる共同業務成果物は、権利者保護の観点から、NITE は、その者の活動の妨げとならないように適切な配慮を行う。

### **2.1 著作権**

NITE は、法施行支援業務など社会・経済の制度設計に関する業務に付随して得られる成果（著作物）を、広く一般に利用可能な状態で知らしめることを妨げぬよう、その業務過程や業務開始前の契約等において留意し、創出する。

### **2.2 特許権**

NITE は、経済産業省所管の行政執行法人として国内産業の発展に主眼を置き、知的財産の小粒化・虫食いや囲い込み、海外への流出等の防止、並行して課題とされている戦略的な標準化及び社会実装の取り組みの観点を斟酌する。また、対象の発明が対外的強さを持ち、広く包括するようないわゆる基本特許となり得るのか、競争領域に該当するのかの観点や、業界や学会でのコンソーシアム標準やフォーラム標準、あるいは出願のみを行うことや学会発表、論文投稿等により公知化することが国内産業に資するのかといった当該技術領域における知的財産の位置づけを十分に調査、分析した上で、権利化又は公知化を判断する。ただし、国際共同出願については、原則、その出願の是非について NITE に設置した知的財産審査会（以下「知的財産審査会」という。）において共同権利者の意向を尊重して審査するものとする。また、経済安全保障の観点から、国際出願はその可否について慎重に検討することとし、国内出願については特許出願非公開制度等も踏まえて権利化又は公知化において必要な措置を講ずるものとする。なお、NITE は特許を実施する立場にないことから、営利を目的とする企業・団体との権利化手続き及び管理に要する費用は、国内外の出願を問わず、原則それら共同権者に求めるものとする。

### **2.3 商標権**

NITE は、原則、国内産業の発展を主眼とし、商標権を取得することが社会・経済の制度設計に関する業務における信用を獲得・維持し得るかの観点で、その権利化・公知化を判断する。また、

NITE の信頼性や存在価値等の向上のため、NITE ブランドの確立および浸透に必要な商標のあり方についても配慮する。

なお、NITE が運営する制度の信頼性を維持するために法的に担保することが必要とされる権利については、現在及び将来の業務範囲を見据えた上で、国内外等必要な範囲での権利化を図るなど、必要最小限の分類区分において取得または維持する。

ただし、国際出願の是非については、その費用対効果等のバランスの観点から、知的財産審査会において審査するものとする。

### **3. 知的財産の保護と管理**

NITE 職員がその職務の範囲において生み出した技術から見定めた発明等は、無体物であるが故に適切に管理しなければ侵害（例えば模倣など）されやすいため、創出と同時に NITE の帰属とし、不用意な技術情報の流出や開示を回避し、及び発明等の適切な情報管理を行い、必要と判断されるものについてはすみやかに当該発明等を権利化することでその保護を図る。出願及び審査請求等権利化においては専門性を有する人材の助言を要することから、弁護士や弁理士、特許事務所等へのアウトソーシングを積極的に活用する。ただし、その管理や保護といった中長期的な運用は公的資金でまかなわれるものであることから、行政執行法人として、運用コストを含む権利維持等の妥当性について定期的に精査するものとする。

また、NITE は、創出した技術の開示に際し、NITE 外権利者に帰属する著作権、特許権や商標権等の権利について侵害を起ささないように留意する。これには付随する知的財産権以外の権利（肖像権やパブリシティ権等）を含む。さらに、経済安全保障の観点からの保護・管理にも留意する。

#### **3.1 著作権**

NITE は、NITE の著作物の悪用など、NITE が携わる社会・経済の制度設計に影響を与えるような著作権侵害に厳正に対処することとする。また、NITE が監修を行う際には、著作権の保護について配慮するものとする。

#### **3.2 特許権**

特許として出願又は登録する場合には、その発明者の権利を保護する。また発明者の離任後においても、必要に応じて、その権利を保護、管理していく。

#### **3.3 商標権**

商標として登録する場合には、公開する前に必要最小限の区分範囲で出願を行う。同出願にあたり、他社の登録があるかどうかなど事前調査を行い、別の名称に変更するなどの、繊細な取扱いを行い、また、NITE ブランドの確立および浸透についても配慮する。

NITE が監修を行う際には、商標権の保護についても配慮するものとする。

#### **4. 知的財産の活用**

NITE は、権利を確保した著作物、特許又は商標（以下「知的財産権」という。）を産業界・国民の用に供するため、適切な広報活動を推進する。

知的財産権の活用（提供）にあたっては、NITE は、公的な立場を維持しつつ、さらなる技術的価値創出への循環へと繋げるために必要な対価を、原則、受けることとする。その対価には、社会実装の状況といった有益な情報の提供等を含み、金銭の多寡には必ずしも依らないものとする。

著作権に関する許諾において、営利活動としての出版物への転載等については、原則、これを認めず、また、その使用目的、社会的意義に照らして許諾するものとする。なお、公共性、公益性が認められる場合、その他の講演等の短期の転載、インターネット上での転載等については、原則無償で許諾するものとする。

特許化した権利の実施においては、非独占的な実施に加え、独占的な実施やその前段階における優先的交渉権の設定等を含む国内産業発展の観点をも重視した方策を選択することを基本とする。権利の対象の着実な実装へ向けて、権利化に至る過程で確認した共有権者の立場や標準化に関連する取り組みにも配慮の上、その実施条件等について判断し、その条件等については個々の契約で定めることとする。なお、安全性等に関わる協調領域のように、公共性、公益性が確認される場合には、無償で許諾することがある。